

託集金費及び雑費 実績値及び平成二十六年
改正法第一条の規定による改正前の電気事業
法(附則第三条において「旧電気事業法」と
いう)第二十九条の規定による届出をした
供給計画(以下単に「供給計画」という。)
等を基に算定した額の原価算定期間ににおける
合計額

二 燃料費 火力燃料費(汽力燃料費及び内燃
力燃料費をいう。)及び新エネルギー等燃料
費の合計額であつて、供給計画等を基に算定
した数量に時価等を基に算定した単価を乗じ
て得た額の原価算定期間ににおける合計額

三 使用済燃料処理等既発電費 廃棄物処理
費(消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事
業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開
発関係費、養成費、研究費、諸費用、貸倒損、
固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有
設備費、消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事
業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開
発関係費、養成費、研究費、諸費用、貸倒損、
固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有
設備費等分担額(貸方)、振替損失調整額、
開発費、開発費償却、電力費振替勘定(貸
方)、株式交付費及び社債発行費 実績値及
び供給計画等を基に算定した額の原価算定期
間における合計額

四 修繕費 普通修繕費及び取替修繕費の合計
額であつて、実績値及び供給計画等を基に算
定した額の原価算定期間ににおける合計額

五 水利使用料 河川法(昭和三十九年法律第
百六十七号)の定めるところにより算定した
流水占用料等の額の原価算定期間ににおける合
計額

六 減価償却費 供給計画等を基に、電気事業
固定資産(公用固定資産・附帯事業に係るも
のに限る)、貸付設備その他の電気事業固定
資産の設備のうち適当でないもの及び工事費
負担金(貸方)を除く。)の帳簿価額及び帳
簿原価について、それぞれ定率法及び定額法
(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七
号)に定める耐用年数及び残存価額を用いる
ものとする。以下この号において同じ。)に
より算定した額(取替資産の減価償却費にあ
つては、その取替資産の帳簿原価の百分の五
十に達するまで、定率法及び定額法により算
定した額)の原価算定期間ににおける合計額

七 固定資産税 雑税、電源開発促進税及び事
業税 地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)、電源開発促進税法(昭和四十九年
法律第七十九号)その他の税に関する法律の
定めるところにより算定した額の原価算定期
間における合計額

八 地帶間購入電源費、地帶間購入送電費、他
社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を
除く。)及び他社購入送電費 供給計画等を
基に算定した額の原価算定期間ににおける合
計額

九 建設分担関連費振替額(貸方)及び附帯事
業営業費用分担関連費振替額(貸方) 実績
値及び供給計画等を基に算定した額の原価算
定期間ににおける合計額

十 株式交付費償却及び社債発行費償却 交付
費及び発行費を三年間均等償却するものとし
て算定した額の原価算定期間ににおける合計額

十一 法人税等 発行済株式(自己株式を除
く。)の数及び一株当たりの配当金額を基に
算定した配当金並びに会社法(平成十七年法
律第八十六号)の定めるところにより算定し
た利益準備金を基に法人税法(昭和四十年法
律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六
年法律第十一号)及び地方税法(道府県民税
及び市町村民税の法人税割に限る。)の定め
るところにより算定した額の原価算定期間に
における合計額

(事業報酬の算定)

第五条 一般電気事業者は、事業報酬として、電
気事業報酬の額を算定し、様式第一表及び
様式第二表により、事業報酬総括表及び事
業報酬明細表を作成しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第一第一表により
分類し、特定固定資産、建設中の資産、特定投
資、運転資本及び繰延債却資産であつて一般送
配電事業等に係るもの(以下「レートベース」
といふ)の額の合計額に、第四項の規定によ
り算定される報酬率を乗じて得た額とする。
3 次の各号に掲げるレートベースの額は、別表
第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に
定める方法により算定した額とする。

4 特定固定資産 電気事業固定資産(公用固
定資産(附帯事業に係るものに限る)、貸付
設備その他の電気事業固定資産の設備のうち
適当でないもの及び工事費負担金(貸方)を
除く。)であって一般送配電事業等に係るも
のの事業年度における平均帳簿価額を基に算
定した額の原価算定期間ににおける合計額

5 一 自己資本報酬率 全ての一般電気事業者を
除く全事業の自己資本利益率の実績率に相当
する値を上限とし、国債、地方債等公社債の
利回りの実績率を下限として算定した値(全
ての一般電気事業者を除く全事業の自己資本
利益率の実績率に相当する値が国債、地方債
等公社債の利回りの実績率を下回る場合にあ
つては、当該国債、地方債等公社債の利回り
の実績率)を基に算定した値(公表した
率化比率(託送収支規則の規定により公表した
最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額
に占める割合に百分の五十を乗じて得た値(當
該値が一と当該当
期乖離額累積額が零を下回る場合にあつては零
とする。)を控除して得た値を乗じて

て算定した値を加えて得た値)

第六条 一般電気事業者は、追加事業報酬の額を
算定し、様式第一第三表及び様式第二表第三表
により、追加事業報酬総括表及び追加事業報酬
明細表を作成しなければならない。

2 追加事業報酬の額は、第四項の規定により算
定された連系設備特別報酬額から第五項の規定
により事業者が定める還元額及び第六項の規定
により算定される内部留保相当額控除額の合計
額を控除して得た額とする。

3 一般電気事業者は、連系設備特別報酬対象額
(レートベースのうち、会社間連系線(常時電
気的に接続されているものに限る。)に係る設
備(会社間の連系に用いることを目的として設
置される設備であつて、会社間の連系に用いる
送電容量に相当する部分に限る。以下「連系設
備」という。)及び連系設備の設置に伴い設置
された設備(以下「関連周辺設備」という。)
の原価算定期間ににおける平均帳簿価額を基に算
定された額(建設中のものについては、その建設
期間における平均帳簿価額から建設中利子相当額
及び工事費負担金相当額を控除して得た額に百分の
五十を乗じて得た額とする。)及び賃借品の額を
乗じて得た額をいう。)及び賃借品の額を
(火力燃料貯蔵品、新エネルギー等賃借品そ
の他の貯蔵品であつて一般送配電事業等に係
るものの年間払出額に、原則として十二分の一
・五を乗じて得た額をいう。)を基に算定
した額の原価算定期間ににおける合計額

5 繰延債却資産 繰延資産(株式交付費、社
債発行費及び開発費であつて一般送配電事業
等に係るものに限る。)の事業年度における
平均帳簿価額を基に算定した額の原価算定期
間ににおける合計額

4 報酬率は、次の各号に定める方法により算定
した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を、三
十対七十で加重平均した率とする。

5 連系設備特別報酬額は、前項の規定により算
定された連系設備特別報酬対象額に前条第四項
の規定により算定された報酬率を乗じて得た額
に百分の五十を乗じて得た額とする。

6 還元額は、電気事業託送供給等収支計算規則
(平成十八年経済産業省令第二号)以下この条
において「託送収支規則」という。)の規定に
より公表した最近の一定水準超過額に一から効
率化比率(託送収支規則の規定により公表した
最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額
に占める割合に百分の五十を乗じて得た値(當
該値が一と当該當
期乖離額累積額が零を下回る場合にあつては零
とする。)を控除して得た値を乗じて

7 二 建設中の資産 建設仮勘定であつて一般送
配電事業等に係るもの(事業年度における平
均帳簿価額(資産除去債務相当資産を除く。)
から建設中利子相当額及び工事費負担金相当
額であるて一般送配電事業等に係るもの)を控
除して得た額に百分の五十を乗じて得た額の
原価算定期間ににおける合計額

8 二 電源開発促進税法(昭和四十九年法律
第七十九号)その他の税に関する法律の
定めるところにより算定した額の原価算定期
間における合計額

近の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が前条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額を超える場合にあつては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であつて、一般電気事業者が定める額とする。

6 内部留保相当額控除額は、託送収支規則の規定により公表した最近の当期内部留保相当額から前項の規定により一般電気事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零）に前条第四項の規定により算定された報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

（控除収益の算定）

第七条 一般電気事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帶間販売電源料、地帶間販売送電料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電灯料（基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電気事業雑収益及び預金利息であつて一般送配電事業等に係るものとの額の合計額を算定しなければならない。

2 一般電気事業者（平成十七年度前に特定実用発電用原子炉を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた一般電気事業者に限る。）は、前項の規定により算定した合計額のほか、控除収益とし、他社販売電源料（過去の使用済燃料に係る費用に相当する収益（以下「過去の使用済燃料に係る収益」という。）に限る。）の額を算定しなければならない。

3 一般電気事業者は、前二項に規定する控除収益項目について、様式第一第一表及び様式第二第五表により、控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間ににおける合計額とする。

第八条 一般電気事業者は、第四条第一項及び第二項に規定する営業費項目、第五条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項及び第二項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、

3 給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雜給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、貨借料、託送料、事業者間精算費、養成費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雜税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担額、連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担額、連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として第四条又は第五条の規定により算定された額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。ただし、第四条の規定により減価償却費として算定された額のうち電源線に係るもの並びに託送料として算定された額のうち電源線に係る減価償却費に相当する額及び電気事業報酬に相当する額（以下「電源線に係る費用」という。）については、電源線省令の規定に準じて配分することにより整理しなければならない。

4 一般電気事業者は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第七号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び第二項又は前項の規定により第一項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三条又は第七部門整理表を作成しなければならない。

第三章 基準託送供給料金の設定等

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条 一般電気事業者は、前条第四項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、離島供給に係る第一次整理原価（第三項において「離島供給費」という。）並びに電気の周波数の値の維持、第一条第二項第二号イからハまでに規定する電気の供給設備以外の発電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運動、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備に係る電気を受電するところなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島（以下単に「離島」という。）以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、前項の整理を行ふ場合において、一般電気事業者の実情に応じた基準により配分することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、同項本文の規定にかかわらず、当該基準により配分することにより整理することができる。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

3 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（地帶間購入電源費、地帶間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、地帶間販売電源料及び地帶間販売送電料（電源線に係る費用に相当する収益（以下「電源線に係る収益」という。）に限る。）をい

て、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、同項本文の規定にかかわらず、当該基準により配分することにより整理することができる。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

4 一般電気事業者は、第一次整理原価（以下「第一次整理原価」という。）及び当該変電設備以外の変電設備に係る第一次整理原価（以下「第二次整理原価」という。）に配分することにより整理する場合において、一般電気事業者の実情に応じた基準により、三需要種別のいずれにも応じて使用される変電設備に係る第一次整理原価（以下「受電用変電サービス費」という。）及び当該変電設備以外の変電設備に係る第一次整理原価（以下「供電用変電サービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

5 一般電気事業者は、前項の規定により電気事業報酬として算定された額のうち電源線に係るものについては、電源線省令の規定に準じて、各部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。ただし、第五条の規定により電気事業報酬として算定された額のうち電源線に係るものに規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、

4 費に整理された第一次整理原価をそれぞれ加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総離島供給費及び総アンシリラリーサービス費に整理しなければならない。

一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売送電項目（地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）及び地帯間販売送電費（電源線に係る収益を除く。）をいう。以下同じ。）として、第四条又は第七条の規定により算定された額を送電費に整理し、第二次整理原価として、当該額に前条第四項の規定により送電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売送電項目ごとに、総送電費に整理しなければならない。

一般電気事業者は、送配電閑連費として、基礎原価等項目、購入販売電源項目及び購入販売送電項目ごとに、前条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシリラリーサービス費に整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第二次整理原価、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された第一次整理原価及び同条第一項第五号又は第二項の規定により需要家費に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された第一次整理原価を整理し、様式第四により、送配電閑連費整理表を作成しなければならない。

一般電気事業者は、前条の規定により整理された送配電閑連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目、購入販売電源項目及び購入販売電項目ごとに、次の各号に掲げる基準によつて「送配電閑連可変費」という。に配分することにより整理し、需要家費と併せて、様式第五により、送配電閑連費明細表を作成しなければならない。

一 役員給与（総離島供給費及び総アソシエートサービス費であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電関連費用）、厚生費（環境対策費を除く。）、水利使用料、補償費（環境対策費を除く。）、賃借料（環境対策費を除く。）、損害保険料（環境対策費を除く。）、退職給与金（環境対策費を除く。）、普及開発関係費（環境対策費を除く。）、研究費（環境対策費を除く。）、固定資産税（環境対策費を除く。）、雜税（環境対策費を除く。）、減価償却費（環境対策費を除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、減価償却費（環境対策費を除く。）、開發費（環境対策費を除く。）、開發費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）においては、送配電関連固定費であつては、送配電関連固定費

（環境対策費に限る。）、委託費（環境対策費に限る。）、損害保険料（環境対策費に限る。）、普及開発関連費用（環境対策費に限る。）、減価償却費（環境対策費に限る。）、固定資産除却費（環境対策費に限る。）、養成費（環境対策費に限る。）、研究費（環境対策費に限る。）、諸費（環境対策費に限る。）、固定資産税（環境対策費に限る。）、雑税（環境対策費に限る。）、減価償却費（環境対策費に限る。）、固定資産除却費（環境対策費に限る。）、共有設備費等分担額（環境対策費に限る。）、共有設備費等分担額（環境対策費に限る。）、建設分担関連費振替額（環境対策費に限る。）、附帯事業営業費用分担関連費（環境対策費に限る。）、振替額（貸方）（環境対策費に限る。）、開発費（環境対策費に限る。）、開発費償却（環境対策費に限る。）、株式交付費（環境対策費に限る。）、社債発行費（環境対策費に限る。）、社債発行費償却（環境対策費に限る。）、法人税等（環境対策費に限る。）及び電気事業報酬（環境対策費に限る。）（環境対策費に限る。）にあっては、送配電関連可変費

2 一般電気事業者は、前項第二号に掲げる基準について、当該一般電気事業者の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。当該基準の届出があった場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

3 一般電気事業者は、第一項の整理を行う場合において、一般電気事業者の実情に応じた基準により配分することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出たときは、同項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定にかかるらず、当該基準により配分することにより整理することができることを要する。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

（最大電力等の算定）

第十二条 一般電気事業者は、送配電関連需要（当該一般電気事業者が自ら電気の供給を行ふ場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間ににおける次の各号に掲げる値を、三種別（第二号に掲げる値にあつては、二需要種別）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

（最大電力）といふ。）との契約電力を合計して得た値（以下「延契約電力」という。）

三 四月一日から九月三十日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（第四項第三号において「夏期尖頭時責任電力」という。）

四 十月一日から翌年三月三十一日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（第四項第四号において「冬季尖頭時責任電力」という。）

五 その電気を供給する事業の用に供するために一般電気事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該一般電気事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」といいう。）

六 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

七 販売電力量

一 一般電気事業者は、第四項又は第六項の算定を行う場合において、一般電気事業者の実情に応じた値により算定することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該値を経済産業大臣に届け出たときは、第四項又は第六項の規定にかかわらず、当該値により算定することができます。当該値の届出があった場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

二 一般電気事業者は、第一項の規定により算定された値又は前項前段の値を基に、様式第六により、送配電関連需要明細表を作成しなければならない。

三 一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一 三需要種別ごとの最大電力の当該最大電力を合計して得た値に占める割合

二 二需要種別ごとの延契約電力の当該延契約電力を合計して得た値に占める割合

三 三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の当該夏期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合

四 三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の当該冬期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合

五 三需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合

<p>二 需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合</p> <p>一般電気事業者は、送配電関連需要について、前項各号に掲げる割合を基に、次の各号に掲げる値を算定しなければならない。</p> <p>一 三需要種別ごとに、前項第一号に掲げる割合に二を、同項第三号に掲げる割合に〇・五を、同項第四号に掲げる割合に〇・五を、同項第五号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、四で除して得た値</p> <p>二 二需要種別ごとに、前項第二号に掲げる割合に二を、同項第六号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、三で除して得た値</p> <p>一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項第六号又は第七号に掲げる値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。</p> <p>一 三需要種別ごとの口数の当該口数を合計して得た値に占める割合</p> <p>二 三需要種別ごとの販売電力量の当該販売電力量を合計して得た値に占める割合</p> <p>(需要家費等の整理)</p>
<p>第十三条 一般電気事業者は、第十条の規定により整理された需要家費の合計額並びに第十一条第一項又は第三項の規定により整理された送配電関連費ごとの送配電関連固定費の合計額及び送配電関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、三需要種別ごとの送配電関連費に分配することにより整理しなければならない。</p> <p>一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。</p>
<p>一 第十一条第一項又は第三項前条第五項固有の規定により整理された総離島第一号の規固定供給費、総アンシラリーサービ定により算費支費、総送電費、受電用変電サ定された值ビス費及び給電費ごとの送配電関連固定費のそれぞれの合計</p> <p>二 第十一条第一項又は第三項前条第五項の規定により整理された配電用第二号の規</p>

三 第十一条第一項又は第三項低圧需要の規定により整理された低圧配電費定により算定された額	四 第十一条第一項又は第三項前条第四項の規定により整理された総離島第五号の規供給費、総アンシリーラーサービ定により算費、総送電費、受電用変電サ定された割一ビス費及び給電費ごとの送配合電関連可変費のそれぞれの合計額
五 第十一条第一項又は第三項前条第四項の規定により整理された配電用第六号の規定電サ一ビス費及び高圧配電費定により算ごとの送配電関連可変費のそれぞれの合計額	六 第十一条第一項又は第三項低圧需要の規定により整理された低圧配電費定により算電費の送配電関連可変費の合計額
七 第十条の規定により整理された需要家費の合計額	八 第十一条第一項又は第三項低圧需要の規定により整理された低圧配電費定により算電費の送配電関連可変費の合計額
九 第十四条 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第四条の規定により電源開発促進税として算定された額を送配電関連可変費に整理しなければならない。	十 第十五条 一般電気事業者は、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、第一号の規定により算定された割合により、三種別それぞれに係るものに配分し、追加可変費に整理しなければならない。
十一 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第四条又は第七条の規定により使用済燃料再処理等既發電費及び他社販売電源料(過去五年の規定により算定された割合により、三種別それぞれに係るものに配分し、追加可変費に整理しなければならない。	十二 一般電気事業者は、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、第一号の規定により算定された割合により、三種別それぞれに係るものに配分し、追加可変費に整理しなければならない。

<p>第十六條 一般電気事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料金（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）として算定された額を送配電関連費に整理しなければならない。</p> <p>2 一般電気事業者は、前項の規定により整理された送配電関連費を、当該一般電気事業者の実情に応じて設定した基準であつて、あらかじめ経済産業大臣に届け出た基準により、送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費に配分することにより整理しなければならない。当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。</p> <p>3 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。</p>					
一 前項の規定により整理された送配電関連固定費の額	第二十二条第五項第一追加	第三項の規定により算定された値	第四項第五追加	第五項第一追加	第六項第一追加
二 前項の規定により整理された送配電関連可変費の額	第十二条第四項第五追加	第三項の規定により算定された割合	第四項第五追加	第五項第一追加	第六項第一追加
三 前項の規定により整理された需要家費の額	第十二条第六項第一追加	第三項の規定により算定された割合	第四項第五追加	第五項第一追加	第六項第一追加
費の額	家費	需要家費	要家費	需家費	要家費

一 前項の規定による整理された送配電関連固定費の当該送配電ごとの送配電関連固定費の合計額に占める割合	二 前項の規定により整理された三需要種別ごとの送配電関連固定費の当該送配電関連可変費の合計額に占める割合	三 前項の規定により整理された三需要種別ごとの送配電関連可変費の合計額に占める割合
第十三条の規定により整理追加された三需要種別ごとの送配電関連固定費の当該送配電の電関連固定費の合計額に占める割合	第十三条の規定により整理追加された三需要種別ごとの送配電関連可変費の当該送配電の電関連可変費の合計額に占める割合	第十三条の規定により整理追加された三需要種別ごとの送配電の電関連可変費の合計額に占める割合
第一項の規定により整理された送配電の電関連固定費の合計額に占める割合	第一項の規定により整理された送配電の電関連可変費の合計額に占める割合	第一項の規定により整理された送配電の電関連可変費の合計額に占める割合
前項の規定により整理された送配電の電関連固定費の合計額に占める割合	前項の規定により整理された送配電の電関連可変費の合計額に占める割合	前項の規定により整理された送配電の電関連可変費の合計額に占める割合
二 前項の規定により整理された送配電の電関連固定費の合計額に占める割合	二 前項の規定により整理された送配電の電関連可変費の合計額に占める割合	二 前項の規定により整理された送配電の電関連可変費の合計額に占める割合

関連可変費の該送配電関連可変費の合計額	合計額
一般電気事業者は、第六条第一項の規定により算定された追加事業報酬の額に、第九条第三号及び第五号又は第二項の規定により需	占める割合
項第四条又は第七条の規定により整理され	た電気事業報酬の額、同条第一項第二号又
は第二項の規定により受電用変電サービス費及	び配電用変電サービス費に整理された電気事業
シラリーサービス費に整理された電気事業報酬	の額、同条第四項の規定により送電費に整理
の額、同条第一項第四号又は第二項の規定	された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又
により低圧配電費及び高压配電費に整理された	は第二項の規定により受電用変電サービス費及
電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又	び配電用変電サービス費に整理された電気事業
第二項の規定により給電費に整理された電気事	の額、同条第一項第四号又は第二項の規定
業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定によ	により低圧配電費及び高压配電費に整理された
り算定された電気事業報酬の額に占める割合を	電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又
乗じて得た額を、送配電関連費として整理しな	は第二項の規定により受電用変電サービス費及
ければならない。	び配電用変電サービス費に整理された電気事業

2 一般電気事業者は、送配電関連固定費及び送配電関連可変費として、前項の規定により整理され	電気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定によ
電気事業報酬の額の送配電関連固定費	り算定された電気事業報酬の額に占める割合を
十一條第一項又は第三項の規定により整理され	乗じて得た額を、送配電関連費として整理しな
た総離島供給費、総アンシラリーサービス費、	ければならない。
総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電	2 一般電気事業者は、送配電関連固定費、送配
サービス費、低圧配電費、高压配電費及び給電	電関連可変費及び需要家費として、前項の規定
配電関連費に整理された追加事業報酬の額を、第	により送配電関連費に整理された追加事業報酬
十一條第一項又は第三項の規定により整理され	の額を、第十三条の規定により整理された送配
た総離島供給費、総アンシラリーサービス費、	電関連可変費の合計額、送配電関連可変費の合
総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電	計額又は需要家費の合計額のこれらとの合計額の
サービス費、低圧配電費、高压配電費及び給電	合計額に占める割合により配分することにより
配電関連費に整理された追加事業報酬の額を、第	整理しなければならない。
十一條第一項又は第三項の規定により整理され	8 一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送
た総離島供給費、総アンシラリーサービス費、	配電関連固定費の額を、同表の中欄に掲げる割合に
総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電	より、三需要種別それぞれに係るものに配分
サービス費、低圧配電費、高压配電費及び給電	し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければ
配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合に	ならない。
より、三需要種別それぞれに係るものに配分す	ることにより整理しなければならない。
し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければ	ることにより整理しなければならない。
ならない。	3 一般電気事業者は、前二項の整理を行う場合
による合計額の合計額に占める割合	において、一般電気事業者の実情に応じた基準
により整理された三需要種別ごとの送配電	により配分することが適当である場合であつ
固定費の合計額のこれ	て、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届
け出たときは、前二項の規定にかかるわらず、当	理された送配電関連固定費の合計額に占める割合
の合計額に占める割合により配分することにより	により算定された額の合計額に占める割合
整理しなければならない。	2 前項第二第十三条から第十八条まで追加
固定費の合計額に占める割合	号の規定による規定により整理された三需要
固定費の合計額に占める割合	固定費の当該送配電関連可
固定費の合計額に占める割合	定費の合計額に占める割合

2 前項第二第十三条から第十八条まで追加	号の規定による規定により整理された三需要
固定費の合計額に占める割合	固定費の当該送配電関連可
固定費の合計額に占める割合	定費の合計額に占める割合
固定費の合計額に占める割合	2 前項第二第十三条から第十八条まで追加
固定費の合計額に占める割合	号の規定による規定により整理された三需要
固定費の合計額に占める割合	固定費の当該送配電関連可
固定費の合計額に占める割合	定費の合計額に占める割合

3 前項第三第十三条から第十八条まで追加	号の規定による規定により整理された三需要
固定費の合計額に占める割合	固定費の当該送配電関連可
固定費の合計額に占める割合	定費の合計額に占める割合
固定費の合計額に占める割合	2 前項第二第十三条から第十八条まで追加
固定費の合計額に占める割合	号の規定による規定により整理された三需要
固定費の合計額に占める割合	固定費の当該送配電関連可
固定費の合計額に占める割合	定費の合計額に占める割合

3 第二十二条 一般電気事業者は、期間原価等項目	し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければ
により、三需要種別それぞれに係るものに配分	ならない。
され	る。
され	る。
され	る。

一 前項第一号	第十三条から前条までの規定により整定により整理された送配電種別ごとの送配電関連固定費
二 関連固定費の合費	関連固定費の当該送配電関連固定費
三 計額	の合計額に占める割合
一 前項第二号	前項第十三条から前条までの規追加の規定により整定により整理された三需要固定費
二 規定により整定により整理された三需要可変費	の規定により整定により整理された三需要可変費
三 関連可変費の合費	関連可変費の当該送配電関連可変費
一 計額	の合計額に占める割合
二 前項第三号	第十三条から前条までの規追加の規定により整定により整理された三需要需要
三 規定により整定により整理された三需要需要	種別ごとの需要家費の当該家費

一般電気事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 需要家費

基準託送供給料金に相当する額を除く)、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課課税収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から前条までの規定により整理された需要費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、託送収益、事業者間精算収益、電灯料(離島供給に係るものに限り、

二 第十三条から前条までの規定により整理さ

理された需要家需要家費の合計額に占める
費の合計額割合

第二十三条 一般電気事業者は、送配電関連費にかかる固定費、総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十四条から前条までの規定により整理された追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、三需要種別ごとに整理しなければならない。

第二十四条 一般電気事業者は、送配電関連費について、総固定費、総可変費及び総需要家費として、第十三条第二項の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費について、前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費をそれぞれ加算して得た額を整理し、様式第七により、送配電関連費用三需要種別計算表を作成しなければならない。

(基準託送供給料金の設定等)

第二十五条 基準託送供給料金は、前条の規定により、三需要種別ごとの送配電関連費として整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(以下「送配電関連需要種別原価等」という。)と原価算定期間における三需要種別ごとの料金收入が一致するように設定しなければならない。

2 一般電気事業者は、送配電関連需要種別原価等を基に、送配電関連設備の利用形態により同条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金を設定しなければならない。

一 一般電気事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金

二 一般電気事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給であつて、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額

3 一般電気事業者は、あらかじめ、前項の基準を経済産業大臣に届け出なければならない。(当該基準の届出があつた場合には、経済産業大臣より、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に応ずる電気の供給に係る料金を設定する場合は、この限りでない。)

5 一般電気事業者は、新電気事業法第二条第一項第五号口に掲げる接続供給に係る第二項第一号ニ掲げラト会社支三の易合には、前項ハテ

の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」といふ。）のほか、別表第三に規定する式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金（別表第三において「完全従量料金」という。）を、非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

一般電気事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な運用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第二項第一号に掲げる料金と異なる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が第二項第一号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

一般電気事業者は、送配電関連需要種別原価等と前項の規定により算定した原価算定期間ににおける三需要種別ごとの料金收入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならない。

一般電気事業者は、送配電関連需要種別原価等と前項の規定により算定した原価算定期間ににおける三需要種別ごとの料金收入を整理し、様式第八により、送配電関連需要種別原価等と料金收入の比較表を作成しなければならない。

口 スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の売買が行なわれる。そこで

一
うための卸電力取引が行われた後に売渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの
次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあつては当該ロに掲げる価格とし、当該イに掲げる価格が次のハに掲げる価格を下回る場合にあつては当該ハに掲げる価格とする。）をスポット市場における売買取引の価格で除して得た値として
御電力取引所が公表する値
イ　スポット市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからハまでに規定する電気の供給の量を合計した量を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）及びスポット市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該スポット市場において行われたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格
ロ　スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の二十が買入入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の二十が売り渡されることとなる価格を平均した価格
ハ　スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の二十が買入られることがある価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の二十が売り渡されることがある価格

賃借料				補償費	水利使 用水料		修繕費
借地借家料	損害賠償費	臨時的補償費		定期的補償費	水利使用料	取替修繕費	普通修繕費
他人の資産を使用する場合の使用料、賃借料	債務不履行又は不法行為による損害に対し支払われるものを整理する。受入保険金は、損害賠償費のもどしとして整理する。	「定期的補償費」及び「損害賠償費」に整理されるもの以外を整理する。	流木補償費、漁業補償費、かんがい補償費等、一定期間定期的に支払われるものを整理する。これらを含み、伐採補償料等修繕のためのものを除く（以下「補償費」において同じ）。	定期的補償費	定期的補償費	取替費用を設備ごとに整理する。	「取替修繕費」に整理されるもの以外を設備ごとに整理する。雜給、消耗品費、委託費及び諸費用（雜損を除く。）で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。
水道料、光熱費等を種類別に区分して整理する。「厚生費」、「廃棄物処理費」、「普及開発費」、「補償費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。	「補償費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。	「取替修繕費」に整理されるもの以外を設備ごとに整理する。雜給、消耗品費、伐採補償料等の補償費、委託費及び諸費用（雜損を除く。）で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。	定期的補償費	定期的補償費	定期的補償費	取替費用を設備ごとに整理する。	「取替修繕費」に整理されるもの以外を設備ごとに整理する。雜給、消耗品費、委託費及び諸費用（雜損を除く。）で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。

委託費	事業者 事業者間精算費	託送料	託送料	託送料	雜貨借料	機械賃借料	線下補償料	電柱敷地料	建物の移転等に関するものを除く。	う賃借料を整理する。	設備賃借料	線路使用料	水面使用料	道路占用料	等を整理する（以下「賃借料」において同じ。）。
委託運転費	新電気事業法第17条第1項の規定による振替供給に要する費用として一般電気事業者間ににおける振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成16年経済産業省令第118号）の規定に準じて算定したもの）を整理する。	設備（借入設備を含む）の運転又は点検を他に委託する場合の費用を整理する。「厚生費」、「委託検針費」、「委託集金費」、「修繕費」、「補償費」、「廃棄物処理費」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く（	他人の計算機械を使用することに対する賃借料を整理する。	上記の各目に該当しない賃借料を整理する。	他に送電、変電及び配電を委託する場合の費用を整理する（事業者間精算費に整理されるものを除く。）。	他の計算機械を使用することに対する賃借料を整理する。	建物の移転等に関するものを除く。	う賃借料を整理する。	他人の変電設備を使用することに対しても支払う賃借料を整理する。	設備賃借料	線路使用料	水面使用料	道路占用料	等を整理する（以下「賃借料」において同じ。）。	

諸費	研究費	養成費	研修施設運営費	一般普及開発関係費	普及開発関係費	損害保険料	雜委託費
通信運搬費	委託研究費	社内研究費	その他養成費	研修施設運営費	事業に関する一般的啓蒙宣伝に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）を含む。）を整理する。	電気の使用合理化及びせん用防止に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）を含む。）を整理する。	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を、部門別に整理する。
					研修施設の運営に要する費用を整理する。雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で養成のためのもの（「その他養成費」において同じ。）。	研修施設の運営に要する費用を整理する。雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で養成のためのもの（「その他養成費」において同じ。）。	上記以外の養成事業のための費用を整理する。
					上記以外の養成事業のための費用を整理する。	上記以外の養成事業のための費用を整理する。	「雜委託費」において同じ。）。

第2表 レートベース分類表

電気事業者	法 税 等 人	社 債 行 債 却 費 發 行 債 債 付 費 債 交	株式	
		同上	同上	同上
内 比費設建別備設門部各にとご容	各 比価原門部			
		同上	同上	同上
同上	比費設建の電変用電配び及電変用電受			
同上	同上	同上	同上	同上
別表第3（第25条関係） 完全従量料金 第25条第4項本文の規定によ り設定した販売電力量にかかる支払を受け るにによるべき料金 より設定した販売電力量にかかる支払を受け るにによるべき料金 小61+第25条第4項本文の規定によ り設定した販売電力量にかかる支払を受け るにによるべき料金				